

2008 6月以降用

商標へのご案内

SUGAWARA PATENT & TRADE MARK OFFICE

菅原特許商標事務所

〒192-0075 東京都八王子市南新町3番地 OSビル
 電話 042-625-0838(代) FAX042-625-0628
 URL <http://homepage2.nifty.com/ospat/>
 E-mail ospat@nifty.com

特許・実用新案・意匠・商標・サービスマーク・知財法務（申請 届出 契約）
 相談・調査・国際出願・審判・鑑定・訴訟代理
 業務時間：AM10:00～PM17:00 土・日・祝日休み 相談予約制

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
 当所の商標に関します手続代理のご案内を申し上げます。
 商標出願等は、特許庁がその許可不許可を判断しますが、その結果を得るまでに相応の時間（通常6ヶ月位）を要するなどの特徴のある手続です。
 登録の見込みは、調査してはじめて判明します。調査の場合は①調査費用 21000 円を要します。
 商標登録 1 件に要します費用は、次の欄のように②出願時費用 75000 円と、③6ヶ月後の許可後に成功報酬と権利を10年間維持する登録料 86950 円になります。
 低廉な費用で、業務品質を最善にすることを目指しています。

今回の特別なお見積	《ご出願から1商標権10年間維持全費用》			
¥161,950円	出願	中間	許可時	総額《消費税含む》
	75,000 円	+ 実費	+ 86,950 円	= ¥161,950 円
	(弁理士手数料と、特許庁に支払う出願印紙 12,000 円と登録料印紙 37,600 円(10年間分)を含む費用です。)			

又、執務順番は、事件毎に、着手金を受けるか受任致しました順に準備や作成に執りかかりますので、相応の期間を戴きますことをご容赦下さい。

商標出願後に、控書と請求書を、メール送信又は郵送いたします。

ご依頼の手順

ご依頼は、お電話その他形式はありませんが、できればFAX(書面)で御願いたします。

ご相談や調査や出願のご指示は添付の手続指示書をご利用下さい。

例えば調査や商標出願ご依頼の場合は、手続指示書をFAXで送信して下さい準備致します。
 ご出願の場合は、手続指示書をFAXで送信しその後委任状を郵送でお送り下さいますようお願いいたします。

添付書類

- 「手続指示書」(ご指示をご記入の上FAX又は郵送を御願します) 1通
 「委任状(商標)」(ご出願依頼の節はご署名御捺印してご返送下さい) 1通



平成 年 月 日

F A X 返信用 手 続 指 示 書

菅原特許商標事務所
弁理士：菅 原 修 行
F A X 0 4 2 — 6 2 5 — 0 6 2 8
TEL042-625-0838

ご発信者 _____ (印)
住所 _____

委任状並びに本書には、住民票、登記簿に基づき正しい住所・名称・氏名・代表者名をご記入下さい。

次の口印にチェック「レ」した事項につき手続進行指示を致します。

商標権は指定された商品又は役務の出所表示を守るものですので、商品群を定めた区分(類別)ごとに、商品又は役務を指定して出願します。

指示〔依頼〕事項

(A) 次の商標の 調査 出願をしてください。

商標	商品又は役務

商標	商品又は役務

「

(B) ご意見・ご相談・ご意向

* 本書は、弁理士菅原宛てに **FAX042-625-0628**までご送信下さい。

整理番号

T

委任状

(年) 平成 年 月 日

私議、今般識別番号100075926弁理士菅原修氏

識別番号 弁理士 氏

識別番号 弁護士 氏

を以って、代理人として下記事項を委任します。

記

1、商標登録願

に関する一切の件。

2、上記に関し行政不服審査法に基づく諸手続を為すこと。

3、上記を処理するため復代理人を選任及び解任すること。

郵便番号

住所又は居所

名称又は氏名

®

委任状にご署名ご捺印しました方が、出願人になります。

商標出願代理を、署名捺印して委任するにあたり、次のことを確認了承致しました。

住所、名称、氏名、電話等に変更が生じた場合は連絡をすること。

代理は出願又は事件が確定するまでの期間であること。

費用は合意に基づくこと。

登録又は勝利の場合は委任者は規定の成功報酬の支払いをすること。意見書等の中間費用やその他の諸費用は特許事務標準額（実費）によること。